

議第22号 令和6年度榎原市一般会計予算についてに対する附帯決議

市が締結する「令和5年度 燃料油（白灯油、LPガス）購入」に関し、理事者の答弁では、当該契約内容が適正であると判断する根拠に乏しく、令和6年度においても同様に当該契約内容が適正であるか否かという疑念を完全に払しょくすることができない。そのため、本市議会として地方自治法第100条第1項に基づく調査権を付託した特別委員会を設置することにより、事実関係を解明する必要がある。

市においては、先述した特別委員会に関する調査費用等の必要な経費を今後措置されるよう強く求める。

以上、決議する。

令和6年3月27日

榎 原 市 議 会